

談合情報対応マニュアル

工事の請負等に関する入札・契約の適正な執行を期し、入札等談合に関する情報（以下「談合情報」という。）に対して、迅速的確に対応をするために、標準的な事務処理マニュアルを定める。

1 基本原則

- (1) 談合情報として対応する情報は、対象工事が明らかであり、次のいずれかに該当する情報とする。
 - ア 談合に関与したとされる業者名あるいは落札予定とされる業者名が明らかであるもの
 - イ 談合が行われたとされる日、場所及び方法が明らかであるもの
 - ウ 落札予定額として、設計金額に近い額を示しているもの
 - エ その他、談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われるもの
- (2) 談合情報については、座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号。以下「規則」という。）、座間市入札・契約制度検討委員会要綱に基づく委員会（以下「委員会」という。）及び座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づき対応する。

2 一般原則

- (1) 情報の確認
総務部長等は、入札談合に関する情報があった場合は、基本原則の(1)への該当の有無を確認し、対応するか、しないかを決定する。
- (2) 情報の整理
総務部長等は、(1)の確認及び対応の決定に際し、できるかぎり当該情報の提供者の身元、氏名等を確認整理のうえ、談合情報報告書（様式1）を作成するとともに当該書面の写しを委員会に送付する。
- (3) 事情聴取
総務部長等は、談合情報があり対応することとした場合は、対象工事の入札参加者全員に対して事情聴取を行い、事情聴取書（様式2）を作成し、その写しを委員会に送付する。
- (4) 委員会の招集及び審議
委員長は(2)及び(3)により、報告をうけた場合は、委員を招集し、当該情報の信憑性及び事情聴取の結果並びにそれ以後の対応について審議する。
- (5) 公正取引委員会及び警察への通報
市長は、委員会の審議を踏まえ必要と認めた場合は、公正取引委員会及び警察へ通報する。
- (6) 報道機関との対応
報道機関等に向けての発注者としての対応は、契約検査課が行う。

3 具体的な対応

談合情報があった場合は、原則として、次に従い対応する。

(1) 入札執行前談合情報を把握した場合

ア 談合情報の確認、整理

総務部長等は、入札談合に関する情報を受け、基本原則の(1)に該当する談合情報であると確認した場合は、情報提供者が匿名であっても情報の内容を談合情報報告書（様式1）にまとめ、速やかに、委員会へ送付するとともに、事情聴取の手続きを行う。

情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。なお、新聞等の報道により、入札談合に関する情報を把握した場合は、談合情報報告書（様式1）を作成するとともに、その写しを委員会へ送付する。

イ 事情聴取

事情聴取は入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して行うこと。事情聴取の時期は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は、入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うこと。聴取の結果については、事情聴取書（様式2）を作成し、当該書面の写しを委員会に速やかに、送付する。

ウ 証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、委員会で談合の事実があったと認められた場合は、規則第24条の規定に基づき措置をする。

エ 事実があったと認められない場合の対応

- (ア) 事情聴取等の結果、委員会で談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から確約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合は、入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行う。
- (イ) 公平な入札を確保するために入札の執行直前にくじ引きを行い、入札に参加できる者を減じて入札を執行することができる。ただし、電子入札システムを利用した入札においては適用しない。
- (ウ) 工事内訳書の算定を必要とする場合は、積算担当者の応援を得て入念にチェックする。
- (エ) 工事内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、ウにより対応する。

オ 条件付一般競争入札の場合の留意点

条件付一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、競争参加資格があると認められた者同士が互いに知ることのないよう考慮して、イ以下に従い対応する。

(2) 入札執行後に談合情報を把握した場合

総務部長等は、入札執行後に談合情報があった場合は、入札後においては入札結果等を公表しており落札者及び落札金額は既に関連に供されていることに留意しつつ、次の手続きに

よる。

ア 契約締結以前の場合

(ア) 情報の整理

談合情報報告書（様式1）を作成し、速やかに、当該書面の写しと入札書の写しを委員会に送付する。

(イ) 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに、事情聴取を行い、聴取の結果については、事情聴取書（様式2）を作成し、当該書面の写しを委員会に速やかに、送付する。

(ウ) 証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、委員会で明らかに談合の事実があったと認められる場合は、契約の締結をしないものとする。

(エ) 事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、委員会で談合の事実があったと認められない場合は、入札を行った者全員から確約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結する。

イ 契約締結後の場合

(ア) 情報の整理

談合情報報告書（様式1）を作成し、当該書面の写しと入札書の写しを委員会に速やかに、送付する。

(イ) 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに、事情聴取を行い、聴取の結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを速やかに、委員会に送付する。なお、事情聴取等の結果、委員会で明らかに談合の事実があったと認められる場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断する。

4 個別手続きの手順等

公正取引委員会及び警察への通報、事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行う。

(1) 公正取引委員会及び警察への通報

ア 公正取引委員会及び警察への通報（様式4）の事務は、次により契約検査課が行う。

イ 通報の時期

(ア) 委員会の審議が終了し、全ての処理が終了した時点

(イ) その他必要と認められるとき。

ウ イの通報は、談合情報報告書（様式1）、事情聴取書（様式2）、確約書（様式3）等を、様式4により資料送付する方法により行う。

エ 公正取引委員会の窓口は、審査局管理企画課情報管理室である。

オ 警察の窓口は、神奈川県警察刑事部捜査第二課である。

カ 通報等の内容については、資料の範囲内での確な対応ができるように整理しておく。

(2) 事情聴取の方法

ア 事情聴取は、総務部長等により行う。この場合、必要に応じ、委員会の協力を得ることができる。

イ 事情聴取は、結果を公正取引委員会及び警察へ通報することを伝えただけで、個別に聞き取りを行う。

ウ 事情聴取の結果については、様式2により事情聴取書を作成する。

(3) 確約書の提出

ア 確約書については、確約書の写しを公正取引委員会及び警察へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知したうえで、様式3を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させる。

イ 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合は、入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、様式3を参考として注意事項を読み上げる。

附 則

このマニュアルは、平成8年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成10年9月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成11年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和2年11月2日から施行する。

様式1

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
件 名 (執行課)	
入札(予定)日	
情報提供者	
情報手段	
情報内容	
応答の概要	
応 答 者	

様式2

事 情 聴 取 書

件名

業者名

事情聴取を受けた者の氏名

日時

場所

質問	聴取内容

事情聴取者 職名

氏名

職名

氏名

職名

氏名

職名

氏名

確 約 書

この度、次の入札に関して、談合等の不正行為は一切行っておりません。

今後とも関係法規を遵守することを確約します。ついては、後日、不正な行為が判明した場合は、座間市の行為に対し、一切異議の申立ては行いません。

なお、この確約書の写しが、公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。

件 名 _____

年 月 日

(宛先) 座間市長

住所
商号又は名称
代表者職氏名